平成２６年（フ）第３１号
長崎県長崎市音無町18番４号　シティービュー住吉参番館204
債務者　林田　　勝
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
長崎県長崎市住吉町21番17―305号
債務者　浜里　宗吾
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
長崎県長崎市住吉町21番17―305号
債務者　浜里貴実野
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜78番地の１　マンションアンビシャスⅢ305
債務者　仲村みどり
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１００号
熊本市北区清水新地５丁目９番２―504号Ａ－２、前住所熊本市北区龍田町弓削750番地　第２まるみ荘102
債務者　山口　住子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３号
北海道標津郡標津町南５条西３丁目２番５号
債務者　池田こずえ（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第４６号
大阪府豊中市柴原町３丁目２番８―103号
債務者　青野　正嗣
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３号
釧路市住之江町８番1110号　ロマーヌ釧路第１―1110号
債務者　大原いづみ
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
静岡県浜松市中区上島３丁目17番１号　メゾン若杉302
債務者　中原　正光
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
岡山市中区小橋町２―４―15ボヌール小橋303、住民票上の住所岡山市南区泉田425番地
債務者　玉利美樹恵
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６号
岡山市北区厚生町２丁目１番８―304号
債務者　矢野　　仁
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４９号
秋田県大館市字大町68番地
破産者　横井　伸一
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１６６７号
福岡市城南区別府２丁目７番27号
破産者　門田　博幸
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９７号
埼玉県越谷市大字大房918番地１　405、開始決定時の住所埼玉県春日部市豊町１丁目27番地18
破産者　藤原　広樹
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
埼玉県越谷市大字花田713番地　サン・コーポラス越谷６―503
破産者　本田　利之
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５４３号
埼玉県草加市遊馬町519番地　県営草加遊馬団地１―207号
破産者　根本　裕昭
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
静岡県裾野市茶畑26番地の５　メゾンシエスタ402
破産者　三根　勝信
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係